

電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則 の一部を改正する省令案の概要

1 改正の背景

総務省では、電気通信事業報告規則に基づき報告されたFTTHサービスやDSLサービスといった各サービスに係る契約数等について、電気通信事業の健全な発達等のための基礎データとするとともに、公正競争レビューや競争評価における分析等に用いています。

しかしながら、平成24年5月に実施した公正競争レビュー制度に基づく暫定検証において移動体データ通信サービスの契約数を正確に把握することができないなど、近年の電気通信市場の変化に伴い、これらの分析に必要な報告内容に不足が生じているところです。

今般、現状の市場環境の変化に対応した契約数等を把握するため、電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則について所要の規定整備を行うものです。

2 改正の概要

(1) 電気通信事業法施行規則関係

携帯電話・PHS端末インターネット接続サービス等に係る役務の区分を変更し、新たに衛星移動通信サービス等を役務に追加するため、様式第4の改正を行います。

(2) 電気通信事業報告規則関係

現状の市場環境の変化に対応した契約数等を把握するため、第1条の定義並びに様式第1～第8及び第11～第13を改正するとともに、所要の規定整備を行います。

主な改正事項は以下のとおりです。

主な改正事項		該当様式
移動通信関係	携帯電話及びPHSに係るデータ通信サービスとして「携帯電話・PHSアクセスサービス」を新たに定義し、当該サービスに係る契約数等を報告事項として追加	様式第11、 様式第12
	携帯電話、PHS及びBWAに係る通信モジュール向けサービスの契約数を報告事項として追加	様式第11、 様式第13
	携帯電話、PHS及びBWAに係る定額制料金プランの契約数を報告事項として追加	様式第11、 様式第13
固定通信関係	加入電話及び0AB-J IP電話に係る契約数等のうち番号ポータビリティを利用しているものを報告事項として追加	様式第1第2表、 様式第5第2表
	0AB-J IP電話に係る県別の番号数を報告事項として追加	様式第5第2表
	FTTHアクセスサービスの契約数のうち、自治体IRU方式で提供しているものの県別の契約数を報告事項として追加	様式第8
衛星通信関係	衛星携帯電話等に係るサービスとして「衛星移動通信サービス」を定義し、当該サービスに係る回線数を報告事項として追加	様式第6

3 施行期日

公布の日から施行し、電気通信事業報告規則の改正については、報告期限が平成25年4月1日以降である報告から適用します。